毎週月.水.金曜日発

富山県報

令和元年6月28日

号 外

目

次

規 則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 令和元年6月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第29号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則(平成12年富山県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の21の項の(1)中「17,900円」を「18,200円」に改め、同項の(2)中「14,900円」を「15,200円」に、「13,100円」を「13,300円」に、「17,900円」を「18,200円」に改め、同項の(3)中「9,900円」を「10,100円」に、「8,700円」を「8,900円」に、「11,900円」を「12,100円」に改め、同項の(4)中「17,900円」を「18,200円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、この 規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)